資格審査基準（要点）

１．経営について

（1）継続して営業が行われており、営業状態が堅実で良心的であること

（2）店舗、販売、工場等、固定した営業施設を有すること

（3）確実な取引先を有し、質量ともに十分な販売能力を有していること

（4）食品に関する法令を遵守し、納税義務を履行していること

２．衛生状態について

（1）保健所の監視評点が良好であること

３．供給能力について

　（1）供給能力が需要量を十分に満たしていること

（2）緊急時に即応し得る機動力を有し、中止又は返品も可能であること

（3）指示した期日に、指定の場所に納入できること

４．その他

（1）学校給食資格審査申請に伴う「誓約書」に同意できること